

令和2年4月13日

府中市長 高野律雄様

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会長 加藤隆之



個人情報の収集について（答申）

令和2年2月28日付31府政広第91号で諮問のあった標記事項について、府中市情報公開・個人情報保護審議会の意見を次のとおり答申いたします。

「公園等防犯カメラ設置及び運用事務」において行う、府中市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第7条に規定する収集禁止事項の収集は、審議の対象となった2施設については、条例第7条第2項第9号の「公益上特に必要」なものに該当すると認められます。ただし、本審議会で議論のあった取扱基準については、設置目的が明確になっていないことや、映像を確認する際の手続きが不明確であるため、取扱基準を見直し、適切に収集及び管理が行えるように処置をすることを条件とします。